

山火事予防啓発資材制作業務

業務仕様書

令和 7 年 11 月

岩 手 県

山火事予防啓発資材制作業務 業務仕様書

この「業務仕様書」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「山火事予防啓発資材制作業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務概要

（１） 業務目的

県民共通の財産である森林の大切さと山火事の未然防止の重要性について、県と包括連携協定を締結しているコンビニエンスストア等との連携により広く周知し、県民の山火事予防に対する意識の向上を図ることを目的とする。

（２） 業務の背景

岩手県では、空気が乾燥し風の強い日の多い春先に大規模な山火事が発生しやすく、令和 7 年 2 月に発生した大船渡市林野火災では 3,370 ヘクタールの森林が焼損したほか、住宅や道路、農林水産業関係施設等にも甚大な被害が生じた。

県では、関係機関・団体で構成する岩手県山火事防止対策推進協議会を毎年開催し、ラジオ、テレビ、ラジオ、ソーシャルメディアを活用した広報活動や消防機関への初期消火資機材の配備等の山火事防止対策に取り組んできた。

山火事の発生原因は、野焼き、火入れ等の人為的なものが多いことから、県民一人一人に繰り返し注意喚起し、山火事防止を徹底することが必要である。

以上のことを踏まえ、本業務では、県民に対し森林の大切さと山火事の未然防止の重要性について周知し、山火事予防に対する意識の向上を促す啓発資材を作成するものである。

《業務の主眼》

- 山火事防止について、県民一人一人が自分事として捉える意識を醸成すること。

（３） 業務内容

山火事予防啓発チラシ及びポスターの制作・配付

（４） 委託期間

委託契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

（５） 委託料上限額

1,012,000 円以内（税込）

2 仕様詳細

山火事予防啓発資材制作・配布

区 分	内 容
目 的	県民共通の財産である森林の大切さと山火事の未然防止の重要性について、広く周知し、県民の山火事予防に対する意識の向上を図る。
委 託 内 容	普及啓発資材の制作に係る企画・デザイン、印刷、発送、経費の支出までの一連の業務とする。 なお、<u>チラシ及びポスターは、別添発送先リストの宛先へ2月20日に到着するように送付する。(到着日厳守)</u> (1) 山火事予防啓発チラシ 【規格】A4版（両面、カラー印刷） 【部数】13,000部 【内容】山火事の発生状況や原因、山火事防止のための具体的な取組を周知し、山火事の未然防止を呼びかけるもの。 (2) 山火事予防啓発ポスター 【規格】A2版（片面、カラー印刷） 【部数】200部 【内容】山火事の未然防止の重要性について強く訴えかけるもの。 (3) 電子記録媒体の提出 上記広告内容を記録した電子記録媒体（CD-ROM等）を提出すること。 記録ファイル形式は発注者と協議のうえ決定すること。
企 画 提 案 内 容	(1) 制作スケジュール (2) 上記啓発資材の仕上がりイメージ（ラフデザイン、写真部分等は絵コンテでも可）
留 意 事 項	資料に掲載する写真等は、原則受託者の取材によるものとするが、必要に応じ、県が提供する。

3 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手

県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記(1)イにより受託者から受託を受けた者で本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとし、成果品及び成果品に収められた映像や使用した写真等（以下、「成果品等」という。）は、今後、県が自由に利用できるものとする。

なお、成果品等は、改変して利用する場合があります、その場合において、著作者の名誉・声望を害しない方法による改変利用については、著作者は作品の同一保持権を行使しないものとする。

その他詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者（再委託先を含む）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の取扱い

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第3 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第4 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- (1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。
- (2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

発送先リスト

	社名	送付先宛名	住所	仕分け数	枚数	
					チラシ	ポスター
1	ローソン	(株)ローソン東北運営部 岩手北支店	〒020-0866 盛岡市本宮5-2-33	178	各30	
2	セブン-イレブン・ジャパン	(株)セブン-イレブン・ジャパン 盛岡地区事務所	〒020-0022 盛岡市大通3-3-10 七十七日生盛岡ビル7階	159	各30	
3	ファミリーマート	株式会社ファミリーマート盛岡営業所	〒020-0127 盛岡市前九年1-4-56グローリープレイス1F-102号室	71	各10	各1
4		株式会社ファミリーマート北上営業所	〒024-0083 北上市柳原町2-3-20 北清物産ビル2階	50		
5		株式会社ファミリーマート奥州営業所		48		
6		株式会社ファミリーマート八戸営業所	〒031-0823 青森県八戸市湊高台4-8-4	9		
7	イオンリテール	イオン一関店	〒021-0055 一関市山目字泥田89番地1	1	各30	
8		イオン江刺店	〒023-1102 奥州市江刺八日町1-9-48-1	1		
9		イオン江釣子店	〒024-0072 北上市北鬼柳19-68	1		
10		イオン盛岡南店	〒020-0866 盛岡市本宮7-1-1	1		
11		イオン前沢店	〒029-4204 奥州市前沢向田二丁目85	1		
12		イオン盛岡店	〒020-0148 盛岡市前潟四丁目7-1	1		
13		イオンスーパーセンター 金ヶ崎店	〒029-4502 胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻荒巻165	1		
14		イオンスーパーセンター 一関店	〒029-0131 一関市狐禅寺字石の瀬11番1	1		
15		イオンスーパーセンター 盛岡渋民店	〒028-4132 盛岡市渋民字鶴飼20番地1	1		
16		イオンスーパーセンター 釜石店	〒026-0011 釜石市港町二丁目1番1号	1		
17		イオンスーパーセンター 陸前高田店	〒029-2206 陸前高田市米崎町字川崎226番地	1		
18		イオンスーパーセンター 水沢桜屋敷店	〒023-0872 奥州市水沢字桜屋敷西28番10	1		
19		イオンスーパーセンター 紫波古館店	〒028-3303 紫波郡紫波町高水寺字古屋敷16番1	1		
20	森林整備課に納品		〒020-8570 盛岡市内丸10-1	1	716	18
計				529	13,000	200

発送時、各営業所
分として、チラシ、ポ
スター各1枚添付